

2014年 3月20日

No.192

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

総務委員会 予算関連法案の質疑を行う

又市征治議員は、18日、ODA特別委員会での委嘱審査終了後、総務委員会に出席し、地方税法、及び地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する質疑を行いました。総務委員会での質疑は、13日(木)、14日(金)、17日(月)と、4回連続となりました。

国の賃金削減要請に応じなかった自治体へのペナルティーは認められない

又市議員は、「地域の元気創造事業」や「がんばる地域交付金」(13年度補正予算)の配分に、人件費や職員定数の削減が反映されることを強く批判しました。特に再来年度以降に今年度、政府の賃金削減要請に応じなかった自治体は、応じた自治体に比較して僅かしか予算が配分されないことになり、事実上のペナルティーであり、「ペナルティーを科さない」という政府答弁に矛盾すると追及しました。新藤大臣は、一定額は支払うのであり、削減するものではない。上積みがないと理解してほしいと強弁しました。



さらに又市議員は、自治体労働者の定数に関して行き過ぎた人員削減の弊害は、被災地での復興事業に支障をきたしている、公共サービスの質にも影響が出かねない。人員は少ない方が良いという発想はやめるべきだと迫りました。新藤大臣は、メリハリの付いた、地域の実情に応じた定数管理が必要だと答弁しました。

地方の必要な財源を確保することは政府の責任

又市議員は続いて、消費税増税による自治体間の財政力の較差拡大を抑制するために、法人住民税の交付税原資化および地方法人特別税の見直しによって東京都・特別区から1000億円を取り上げて地方交付税の原資に回すのは、地方財源を確保すべき政府の義務の放棄であると批判しました。又市議員はまた、毎年、政令指定都市議員団から予算要望を受けていることを踏まえ、都市税源の拡充を求めました。これに対し新藤大臣は、都市計画税制度や、交付税の算定にも大都市特有の財政需要を反映しているとの答弁に留まり、前向きな姿勢は見られませんでした。

民間準拠に名を借りた公務員労働者の賃下げは許されない

最後に又市議員は、昨年的人事院報告、11月の公務員給与に関する閣議決定等を取り上げ、一方で民間企業に賃上げを要請しながら、公務員労働者の賃金を民間の低い水準に合わせるのは矛盾だと指摘しました。特に人事院が給与構造改革で民間賃金が反映されるようになったと言いながら、今回、厚労省の賃金構造調査の中から平均額の低い12県を取り出して公務員給与を比較するのは恣意的で、人事院の役割放棄であると指摘しました。これに対し人事院総裁は、最後は人事院の民間給与実態調査を使い公務員給与と比較する答弁しましたが、なぜ全国の平均額の低いグループを摘出するのは、まともに答えられませんでした。又市議員はこれに、労働基本権の代償機能をしっかり果たせと指摘しました。